

## 『春秋稽古』讀書札記Ⅰ 秦誓篇

野間 文史

平賀中南は江戸時代中期の經學者である。中南によれば、先聖・先王の「道」は六經に記述されており、六經を正しく讀み解くことにより、聖世は後世の唐土のみならず我が國に於いても實現可能だと主張する。そのためでもあるうか、中南は六經のすべてにわたって注釋書を著作している。しかし遺憾ながら、その多くは佚して傳わらない。ただ『春秋稽古』が全八十一卷という大部な書物であるにもかかわらず、寫本として完存しているのは幸いであつた。

さて筆者はこれまで『春秋稽古』に關する拙論を數篇發表する機會を得た<sup>①</sup>。その結果、今や忘れられた經學者となつた平賀中南の經學思想・春秋觀の大枠を明らかにし得たつもりである。ただ『春秋稽古』が『春秋』と『左氏傳』との注釋（とその解説「折衷」という形をとっているため、本稿では個別具體的な問題に立ち入ることになる）ではあるが、その特徴的な解釋について紹介したい。

それに先立ち、今いちど中南の六經觀を概論しておこう。中南曰わく、六經は先王の「道」が記述されたものであり、堯舜以來、夏殷周三代の王室（の史官）によつて受け繼がれてきた。そして最後

の周室の文化は、周公を經由して伯禽を開祖とする魯國の公室にも傳えられてきたのであるが、春秋末年、さらにこれらが孔子を通じて、代々孔家によつても傳承されることとなつた。なぜなら、孔子の弟子に魯の史官左丘明がいたからである。やがて戰國時代を経るうちに、魯國所藏の六經は魯國と興亡を共にしたが、孔家が代々これを傳承していたため、後世に残ることとなつた。その結果、六經、特に『詩』・『書』には魯國編輯の痕跡が見られる。

以上が中南の基本的な六經觀であり、本稿の出發點でもある。念のため申し添えるのであるが、中南によれば、孔子は六經を刪定してはいないし、ましてや『春秋』を著作してはいないのである。この點からすると、傳統的經學者の中でも、異色な存在だと言ふべきであらう。

ちなみに近代の經書・經學研究では、六經の多くは早くとも西周時代、降つては戰國・秦漢時代にまで及ぶ幅廣い時代にわたつて著作されたものだと思なされている。したがつて、中南の六經觀は近代の研究のそれとは、前提そのものを異にしていることになる。

それにもかかわらず、戦國の諸子文獻、また漢代以降の注釋書にも依據することなく、直接に六經（中南はこれを「古文」とも言う）に肉迫する中南の「讀書眼」が明らかにした結果は、現今の我々の研究に對し、少なからず反省を促す點があるかと愚考する。たとえば、ひとたび「詩序」・「書序」を離れるとき、近代の研究と雖も、『詩』・『書』の解釋が極めて多種多様な相貌を呈していること等を念頭に置いての私見である。

というわけで、今後は中南の特徴的な解釋を紹介する豫定であるが、本稿では先ず中南の『尚書』秦誓觀から始めたい。

### 一 中南の秦誓觀

『尚書』秦誓篇の性格についての中南の見解は、先ず『春秋』成公六年「二月辛巳、立武宮」の「經注」・「折衷」に見える。なお、以下で引用する『春秋』・『左氏傳』は岩波文庫小倉芳彦氏、杜預『集解』・『公羊傳』・『穀梁傳』は岩本憲司氏、『史記』は小竹文夫・武夫氏の譯等を利用していただく場合がある。

成公六年經「二月辛巳、立武宮」。

杜・魯人自窰之功至今無患、故築武軍、又作先君武公宮以告成事、

欲以示後世。

魯人は、窰の戰功（二年）以來、今ここに至るまで、患禍がなかつたから、武軍を築き、また、先君武公の宮を作つて、戰勝を報告し、後世に示そうとしたのである。（岩本譯 圈點はママ）

右の經文に對する『春秋稽古』の「經注」は、

【稽古】 03-19a

傳曰、季文子以窰之功、立武宮、非禮也。○立武軍之宮、以章其功。

であり、『左傳』の一文を引用したうえで、「武軍の宮を立てて、以て其の功を章かにす」と短く注釋する。しかしこれに對應する「折衷」は以下の通り、かなりの長文であり、しかも注目すべき見解を開陳しているのである。

【稽古】 38-19b/20a

折衷曰、武宮武軍之宮、

折衷に曰はく、「武宮」は武軍の宮にして、

而非武公之宮。傳曰聽於人以救其難、不可以立武宮。立武由己、非由人也、豈謂武公之宮者乎。武公の宮に非ず。傳に一人に聽きて以て其の難を救ふは、以て武宮を立つべからず。武を立つるは己れに由りて、人に由るに非ざるなり」と曰へば、豈に武公の宮を謂ふ者ならんや。

公羊以爲武公宮、杜云魯人自窰之功至今無患。故築武軍、又作先君武公宮以告成事、欲以示後世。經文立武宮、

以公羊則傳爲武軍、非

矣。以傳則公羊爲武廟、

非を以てすれば則ち傳の「武軍」と爲すは、非なり。傳を以てすれば則ち《公羊》の「武

非矣。杜欲通二者、爲立廟築軍、大誣經乖傳。故劉炫專爲武公宮以規之。

迹杜不得舍公羊、蓋有故也。世本以武公爲伯禽玄孫、乃其廟毀久矣。而昭十五年經書有事于武宮、則今季文子再起之、自是而爲世室也、是故爲立武廟。諸儒無議之者、亦是故也。

殊不知、武公伯禽之子而非玄孫也。武公伐淮夷、征徐戎、以經營魯國。書之費誓・秦誓、詩之泮水・閔宮、皆武公之事、故諡爲武公。魯七廟、以伯禽爲大祖、武公爲大宗。故明堂位云魯公之廟、文世室也。武公之廟、武世室也。

魯の七廟は、伯禽を以て大祖と爲し、武公をば大宗と爲す。故に「明堂位」に「魯公の廟は、文の世室なり。武公の廟は、武の世室なり」と云ふ。此れ百世不毀の廟なる

「廟」と爲すは、非なり。杜の二者を通ぜん  
と欲し、「廟を立て軍を築く」と爲すは、  
大いに經を誣ひ傳に乖く。故に劉炫「孔疏  
所引」は専ら「武公の宮」と爲して以て之  
れを規す。

杜の《公羊》を捨てざるを得ざるを述ぶ  
くると、蓋し故有るなり。(杜以爲へらく)  
《世本》は武公を以て伯禽の玄孫と爲せば、  
乃ち其の廟の毀たること久し。而るに昭  
十五年の經に「有事于武宮」と書すれば、  
則ち今季文子は再び之れを起こし、是れよ  
りして世室と爲すなり、是の故に「武廟を  
立つ」と爲す、と。諸儒に之れを議する者  
無きは、亦た是の故なり。

殊に知らず、武公は伯禽の子にして玄孫に  
非ざるを。武公 淮夷を伐ち、徐戎を征し、  
以て魯國を經營す。《書》の《費誓》・《秦  
誓》、《詩》の《泮水》・《閔宮》は、皆な  
武公の事なり、故に諡して「武公」と爲す。

魯の七廟は、伯禽を以て大祖と爲し、武公  
をば大宗と爲す。故に「明堂位」に「魯公  
の廟は、文の世室なり。武公の廟は、武の  
世室なり」と云ふ。此れ百世不毀の廟なる

此百世不毀之廟、猶周こと、猶ほ周の文・武の二祧のごときなり。  
文武二祧也。自國初之國初の典刑より、疑ふべき者無かりき。玄  
典刑、無可疑者矣。玄孫何ぞ此に與るを得んや。況んや季氏の不  
孫何得與于此。況季氏經の制をや。而るに《世本》の妄誕を信ず  
不經之制乎。而信世本るは、古を稽へざるの失なり。  
妄誕、不稽古之失也。

中南が冒頭で「武宮は武軍の宮にして、武公の宮に非ず」と言う  
のは、『公羊傳』の「武公宮」説を否定すると同時に、杜預が「武  
軍」と「武公宮」との兩様に解することへの反論でもある。

ちなみに後代の竹添井々『左氏會箋』(2)も中南と同様「武軍」  
と解し、その後に竹添氏が依據した安井息軒『左傳輯釋』を長文に  
互つて引用しており、さらにまた近人楊伯峻『春秋左傳注』(3)も  
「當爲表示武功之紀念建築」と結論づけて、杜預説に異を唱えてい  
る。

特に『輯釋』は「一武字をば、武軍と武公とに分屬す。其の意  
左傳に従へるか、抑そも公羊傳に従へるかを知らず」と述べて、  
杜預の二股解釋を批判する。これに對し中南はもう一步進めて、杜  
預の兩様の解釋の由つて來たることを、次のように推測している。

魯の武公は『世本』によれば、伯禽の玄孫であるから、その廟は  
既に毀たれているはずである。ところが後の昭公十五年經に「有事  
于武宮」とあつて、昭公當時に「武宮」が存在している。そこで杜  
預は、成公當時に季文子が鞏の戦功を紀念し、武軍を築き、あらた  
めて先君武公の宮を作つて「世室」としたと見なしたのである、と。

そしてここからが中南独自の見解である。すなわち『世本』が武公を伯禽の玄孫とするのは誤りで、武公は伯禽の子、つまり周公の孫まご「子孫の意に非ず」に当たり、伯禽の廟が「文の世室」、武公の廟が「武の世室」であつて、それは周室の文・武の二祧と同様である、と主張するのである。

さらに中南は續ける。すなわち武公は淮夷を伐ち、徐戎を征して、魯國を經營した魯君である。『書』の「費誓」・「秦誓」の兩篇、『詩』の「泮水」・「閟宮」の兩篇は、いずれもこの武公の功績を記述したものであり、「武公」と諡された所以である、という見解を開陳するのである。

管見の及ぶ限り、以上の見解は全く獨自である。果たしてこれが珍妙奇天烈な説であるのか、あるいは千古の卓見であるのか。この問題につき、特に「秦誓」篇に焦點を當てて検討しようというのが、本稿の主題である。

上記はもとより中南の單なる思いつきではなく、『春秋稽古』中に繰り返し主張されている中南にとつての確論であつた。そこで以下重複を厭わず、これらを紹介しておきたい。

【稽古】70-04b

禦侮ニ曰、(中略)今之禦侮ニに曰はく、(中略)今の《書》は魯の藏書魯之所藏、故附費・秦二誓、蓋周典無之也。秦魯之下邑、見于春秋猶費誓也。舉謂秦穆之

誓、可笑之甚也。

【稽古】78-42b

僖公三十三年、晉人及姜戎敗秦師于穀。

斥妄ニ曰、安國引書秦誓序、爲孔子言、殊不知秦者魯地、秦誓者費誓之類、魯武公征伐、誓于軍之辭也。儒者不知、謂秦穆悔過自誓之言。凡書所載之誓、皆臨軍誓于衆之辭、不然而稱誓者、無是者矣。且列國如晉・衛・齊・宋、豈無誓辭乎。不之收、而獨取鄙陋之秦、其然、豈其然乎。甚者云秦繼周、故繫之書末。愚儒之言、至有如是者矣。書序漢初有之、司馬遷以爲僞書、遷之時已亡焉。今序出于東晉梅賾、豈容遽信孔子之言乎。胡之陋可以見也。

の誓と謂ふは、笑ふべきの甚しきものなり。

斥妄ニ曰、(胡)安國《書》の《秦誓

序》を引きて、孔子の言と爲すは、殊に「秦」とは魯の地、《秦誓》とは《費誓》の類、魯の武公の征伐せんとし、軍に誓ふの辭たるを知らざるなり。儒者は知らずして、「秦穆の過を悔いて自ら誓ふの言」と謂ふ。凡そ《書》の載する所の「誓」は、皆な軍に臨みて衆に誓ふの辭、然らずして「誓」と稱する者は、是れ無き者なり。且つ列國の晉・衛・齊・宋の如き、豈に誓辭無からんや。之れをば收めずして、獨り鄙陋の秦を取るとは、其れ然り、豈に其れ然らんや。甚しき者は「秦周を繼ぐ、故に之れを《書》の末に繫く」と云ふ。愚儒の言、是の如き者有るに至れり。《書序》は漢初に之れ有るも、司馬遷は以て僞書と爲し、遷の時に已に亡びたり。今の《序》は東晉の梅賾に出づれば、豈に遽かに孔子の言たるを信ずべけんや。胡(安國)の陋以て見るべきなり。

これらの例で特に注目すべきは、「秦誓」篇の「秦」とは地名であり、しかもこれが魯の地名だという指摘である。これは前代未聞の見解である。そして「誓」とは、君主が出陣に際して眾に誓う言辭であるという。

【稽古】 78-47a

文公四年、晉侯拔秦。

<p>斥妄曰、三氏之例、書爵爲無罪、不書爵爲罪。今晉書爵、是無罪也。胡與常說相反、於大窮、牽強遷就爲遁辭。大意謂、晉罪固多且大、故今不足罪也。秦穆今見伐而不報、是善改過也。所以深善秦伯也。夫深善秦伯、則當愈益曝晉罪而譏之也。而云不譏晉、所以善秦。天地間、未見有是理也。其所以善秦、云悔過能改、而不報晉。春秋大之、故仲尼定書、列秦誓、以見悔過能改、而不責人、</p>	<p>斥妄に曰はく、三氏の例にては、爵を書するをば無罪と爲し、爵を書せざるをば罪と爲す。今晉に爵を書するは、是れ無罪なり。胡は常說と相反し、大いに窮するに於いて、牽強遷就して遁辭を爲す。大意は謂ふ、「晉の罪は固より多く且つ大なり、故に今は罪するに足らざるなり。秦穆は今伐たるも報いざるは、是れ善く過を改むるなり。深く秦伯を善みする所以なり」と。夫れ深く秦伯を善みすれば、則ち當に愈いよ益ます晉の罪を曝して之れを譏るべきなり。而るに「晉を譏らざるは、秦を善みする所以」と云ふ。天地の間、未だ是の理有るを見ざるなり。其の秦を善みする所以は、「過を悔いて能く改め、而して晉に報いず。《春秋》は之れを大とす、故に仲尼《書》を定むるに、《秦誓》を列して、以て過を悔い</p>
--	--

雖聖賢誥命、不越此矣。

不知秦誓是魯誓也。爲秦穆之誓者、漢儒及偽序之說也。且其爲悔過者、欲襲取鄭一事爾、豈關晉事乎。仲尼序書、既是妄、況私列秦誓、曾無之事也。其考古之疏漏、學之膚淺、無見識如是。其說春秋也、公穀之奴隸、而加殘刻、何得聖人之旨

中南は總體的に漢儒の説には批判的であり、特に「詩序」・「書序」には信を置かない。『公羊傳』・『穀梁傳』・『胡氏傳』批判は言うまでもないことである。

【稽古】 78-59b

文公十二年、秦伯使術來聘。「公羊術作遂。」

<p>斥妄曰、秦今進、與楚同之。公羊以賢穆公而進之、又引秦誓之辭、殊不知秦誓魯、而非秦也。假令爲秦、非爲悔</p>	<p>斥妄に曰はく、秦今進むは、楚と之れを同じくす。《公羊》の穆公を賢として之れを進むと以ひ、又た《秦誓》の辭を引くは、殊に《秦誓》は魯にして、秦に非ざるを知假令ひ秦爲るも、殺の役を悔</p>
---	--

て能く改め、而して人を責めず、聖賢の誥命と雖も、此れを越えざるを見すと云ふ。

《秦誓》は是れ魯の誓たるを知らざるなり。秦穆の誓と爲すは、漢儒及び偽《序》の説なり。且つ其の「悔過」と爲すは、「欲襲取鄭」の一事のみ、豈に晉事に關はらんや。仲尼《書》に序するとは、既に是れ妄なるに、況んや私に《秦誓》を列するとは、曾て無きの事なり。其の古を考ふることの疏漏なる、學の膚淺なる、見識無きことは如し。其の《春秋》を説くや、《公》・《穀》の奴隸にして、殘刻を加ふれば、何ぞ聖人の旨を得んや。

殺役乎。曷爲不於歸椽、  
而今進之乎。妄爲之說也。  
【稽古】 81-29a・b  
袁公十四年、春、西狩獲麟。

斥妄曰、(中略)

斥妄に曰はく、(中略)

夫書者、唐虞以下夏商周史官所記、王者之事也。今之書、魯之所藏、故附魯之費誓・秦誓。詩三百篇是周之樂章、非一字可移動者也。其教別在焉。春秋周公之禮經、皆是周之典章也。孔子魯之一匹夫、何敢取舍之。孔子欲興道、此其志也。豈暇卑卑述作乎。(後略)

以上の所引の諸例から、中南の主張は以下のようにまとめることができるであろう。

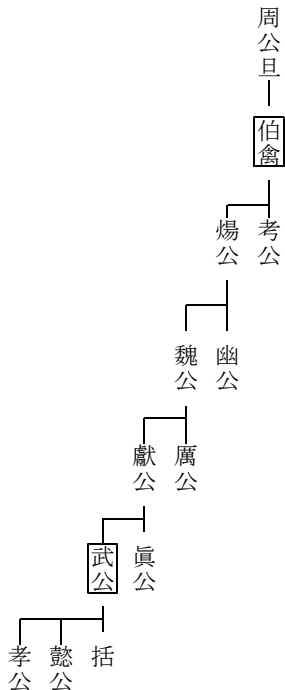
- I 魯の武公は周公の孫〔子孫の意に非ず〕、伯禽の子である。
- II 魯では、伯禽の廟が「文の世室」、武公の廟が「武の世室」であり、それは周の文・武の二祧と同様に不毀廟である

- III 武功を立てたが故に「武公」と諡された。
- IV 現行の『詩』・『書』はもと魯の公室所藏であったため、『詩』・『書』の最後部分は魯に關連する篇が附されている。
- V すなわち『詩』の「泮水」・「閟宮」、『書』の「費誓」・「秦誓」がそれで、いずれも武公の功績を記述したものである。
- VI 「秦誓」篇の「秦」とは魯國の地名である。
- VII したがって「秦誓」篇を以て秦穆公の悔恨の辭と見なすのは、漢儒・偽「書序」の妄説である。

以下、この中南説を検討していこう。

## 二 魯の武公について

魯の武公は『史記』魯周公世家〔4〕によれば、魯の開祖伯禽の玄孫に當たる。



ただ『史記』には武公自身の事績についての記述が全く無く、な

ぜか武公が長子括と少子戲とともに周の宣王に参内したところ、宣王が戲を太子に立てるよう命令し、武公の死後、戲が即位（懿公）した、という奇妙な史話を記述するのみである。武公の武功を記録する文献は、實は『史記』以外にも見当たらないのである。

しからば中南は何を根據にして武公が伯禽の子だと見なしたのか。それは『禮記』明堂位の次の記事に基づいているのである。原文のみであるが、「鄭注」・「孔疏」を併せて引用する。

魯公之廟、文世室也。武公之廟、武世室也。

注…此二廟象周有文王武王之廟也。世室者不毀之名也。魯公伯禽也。

武公伯禽之玄孫也。名敖。

疏…魯公至室也○正義曰、此一經明魯有二廟不毀、象周之文武二祧也。「文世室」者、魯公伯禽有文德、世世不毀其室、故云「文世室」。「武世室」者、伯禽玄孫武公有武德、其廟不毀、故云「武世室」。

○注武公至名敖○正義曰、按成六年「立武宮」、公羊・左氏並譏之、不宜立也。又武公之廟立在武公卒後、其廟不毀、在成公之時。此記所云美成王褒崇魯國而已。云「武公之廟武世室」者、作記之人、因成王褒魯、遂盛美魯家之事、因武公其廟不毀、遂連文而美之、非實辭也。故下云「君臣未嘗相弑、禮樂刑法政俗、未嘗相變也」、鄭云「亦近誣矣」、是不實也。「伯禽玄孫」者、按世本「伯禽生煬公熙、熙生弗、弗生獻公具、具生武公敖」、是「伯禽玄孫、名敖」。

これによれば鄭玄も「此の二廟は周に文王・武王の廟が有ること

に象った」ものであり、「世室」とは「不毀の名」だと注釋する。しかし「玄孫」の武公に何故に「世室」が有るのかについての説明は無い。そこで「孔疏」は窮して「周の成王が魯國を褒崇したところから、武公の不毀廟に連文したもので、實辭ではない」と言うものの、不毀廟の存在理由についての説明は、やはり無い。所引の『世本』に據る限り、玄孫であることは否定できないからである。

しかしながら「明堂位」の記載を信ずる限りに於いて、中南の解釋が妥当だと言わざるを得ないであろう。ただ武公の事績は、「明堂位」にもその記述が無い。そこで中南は、前掲のごとく「武公伐淮夷、征徐戎、以經營魯國。書之費誓、秦誓、詩之泮水・閔宮、皆武公之事。故諡爲武公」と述べているように、「書」費誓・秦誓篇、「詩」泮水・閔宮篇にそれを求めたのである。したがって次にこれら諸篇の検討が必要となるであろう。

### 三 泮水・閔宮・費誓・秦誓篇について

さて上記四篇は、傳統的に「詩序」・「書序」に従って次のように解釋されている。

泮水、頌僖公能脩泮宮  
 也。  
 閔宮、頌僖公能復周公  
 之宇也。

（泮水）は、僖公の能く泮宮を脩むるを頌するなり。  
 （閔宮）は、僖公の能く周公の宇を復するを頌するなり。

魯侯伯禽宅曲阜。徐夷魯侯伯禽曲阜に宅る。徐・夷並び興り、

並興、東郊不開。作費東郊開かず。(費誓)を作る。

秦穆公伐鄭。晉襄公帥秦の穆公鄭を伐つ。晉の襄公師を帥めて師敗諸崙。還歸作秦誓。諸を崙に敗る。還歸して(秦誓)を作る。

『詩』については、稿を改めて別に論じなければならないが、「詩序」によれば「泮水」・「閟宮」兩篇ともに僖公を頌するものとされている。ここで一點だけ指摘しておくべきは、「泮水」篇中に見える「魯侯」が僖公を指すという根拠を本文中に見出せないのに對し、「閟宮」篇には「周公之孫、莊公之子」という一句が有り、これを以て「周公の子孫であり、莊公の子」即ち春秋時代の僖公と解されてきたことである。

次いで「書序」によれば、「費誓」篇は伯禽のもの、「秦誓」篇は春秋中期の秦の穆公のものとされている。「費誓」篇については、『史記』魯周公世家にも、その一部分を引用して、

伯禽即位之後、有管・蔡等反也、淮夷、徐戎亦並興反。於是伯禽率師伐之於泮、作泮誓、曰「陳爾甲冑、無敢不善。無敢傷牯。馬牛其風、臣妾逋逃、勿敢越逐、敬復之。無敢寇攘、踰牆垣。魯人三郊三隧、詩爾芻芣、糗糧、楨榦、無敢不逮。我甲戌築而征徐戎、無敢不及、有大刑」。作此泮誓、遂平徐戎、定魯。伯禽の即位後、管・蔡らの叛乱があり、淮夷や徐戎もまたこれと並んで叛乱した。そこで伯禽は軍を率いてこれを泮で伐ち、「泮誓」を作った。その文にはこう述べてある。「なんじの甲冑をつらねて手入れせよ。不善をあえてするな。あえて牯を

そこなうな。たとい馬牛が逸走し、賤役の男女が逃亡しても、あえて隊伍を離れて逐うな。これを得たものは敬んで返還せよ。あえて財物を強奪し、ひとの桓根を越えるな。魯人の三郊および三隧では、なんじらの芻芣(芻料)、糗糧(兵糧)、楨榦(資材)を備えよ。わが方は甲戌の日をもって城砦を築き、徐戎を征伐する。用意の間に合わぬことのないようにせよ。違反した者は死刑に處する。」この「泮誓」を作り、ついに徐戎を平らげて魯を定めた。「小竹文夫・武夫譯『史記』筑摩書房」

として見えている。ただ「費誓」篇の本文中からは、伯禽に特定できる文面が見えないことを、ここでひとまず附言しておきたい。

#### 四 秦誓篇について

さて問題の「秦誓」篇であるが、これもまた『史記』秦本紀に、その一部分(傍線部)を引用して、

三十六年、繆公復益厚孟明等、使將兵伐晉、渡河焚船、大敗晉人、取王官及鄙、以報殺之役。晉人皆城守不敢出。於是繆公乃自茅津渡河、封殺中尸、爲發喪、哭之三日。乃誓於軍曰「噫、士卒、聽無譁。余誓告汝。古之人謀黃髮番番、則無所過。以申思不用蹇叔・百里傒之謀、故作此誓、令後世以記余過」。君子聞之、皆爲垂涕、曰「嗟乎、秦繆公之與人周也。卒得孟明之慶」。三十六年、繆公はまた、いよいよ孟明視らを厚遇し、兵をひきて晉を伐たせた。孟明視らは黄河を渡ると船を焼いて生還しな



いことを期し、大いに晉軍を破つて王官と鄙を取り、殺の戦いの敗北に報いた。このため晉軍はみな城に立てこもつて出ようとしなかつた。そこで繆公は茅津から黄河を渡り、殺で戦死した者の屍を埋め、土を盛つて標識とし、喪を發表して三日間、哭禮を行つた。同時に、軍に誓いを立てて、「ああ士卒らよ、靜肅に聽け。わしは誓つてなんじらに告げる。事をなすに年老白頭の人にはかれば、かならず過ちがない。先に殺の戦いに敗れたのは、わしが蹇叔・百里侯のはかりごとを聽かなかつたためである。ここにこのことをかさねがさね追念し、この誓いを立てて後世の人にわしの過ちを記させるようにする」と言つた。人びとは、これを聞くと、みな涙を垂れて、「ああ、秦の繆公の人を遇することまことに至れり盡せりである。だから孟明視の慶があつたのである」と言つた。〔小竹譯〕

と記述されている。

さらに『史記』に先んずる『公羊傳』、その文公十二年「秦伯使遂來聘」の條にも、秦の繆公に關わるものとして、次のように見えているのである。

「秦伯使遂來聘」。遂者何、秦大夫也。秦無大夫、此何以書。賢繆公也。何賢乎繆公。以爲能變也。其爲能變奈何。「諷諫善諍言、俾君子易忘。而況乎我多有之。惟一介斷斷焉無他技、其心休休能有容、是難也。」

「遂」とは誰か。秦の大夫である。秦には大夫が無いはずなのに、ここではどうして書いているのか。繆公を賢としてである。

なぜ繆公を賢とするのか。よく悔い改めたとするからである。よく悔い改めたとする、とはどういうことか。

(秦の繆公が言つた)「輕薄で口先が巧みな者は、君子すら怠惰にさせる。まして、私には、このような者がたくさんついている。いかなる時も、自分のなすべきことに専念して、他の事をせず、心をひろくもつて、諫言を受け入れる、というのは、難かしいことである」と。〔岩本譯〕

ご覧の通り『公羊傳』自身は明言していないが、傍線部が「秦誓」篇と一致する文章である。このように「秦誓」篇が春秋時代の秦國の繆公の「誓」であることに何らの疑いも無いかの如くである。且つ現在に至るまでの『尚書』研究に於いても全て然り。

それにもかかわらず何故に中南は、「秦誓」篇を秦穆の悔恨の辭と見なすのは漢儒・僞「書序」の妄説だ、と斷言するのであるうか。まことに珍説奇説、誤つた見解と言わねばならない。

というわけで、ここからは、僭越ながら中南の立場から見ての「秦誓」觀を檢討してみよう。

#### 四 左傳に見える秦穆公の事績

筆者竊かに思うに、秦穆の事績を詳述する『左傳』の中に、「秦誓」篇に關する記述の無いことが、そもその中南ならではの發想ではなからうか。『左傳』第一主義者である中南ならではの發想である。

以下、『左傳』が記述する秦穆公に關わる傳文を年を追つて引用

するが、これらは長年に亙り、しかも長文であるため、要約しつつ紹介する。

**僖公三十二年** 冬に晉の文公が亡くなったが、その柩の中から牛の鳴くような聲がした。卜偃は「亡君が大事を命じられた。今まさに西方〔秦〕の師が我が國を通過しようとしている。これを撃てば大勝するであろう」と聞き分けた。「穀の役の勝利の伏線」

當時、鄭を守備していた杞子〔杞の君〕が秦に向けて、「北門の管理を任されているが、隱密裏に師を寄こすなら、容易に鄭國が手に入る」との情報流した。それを受けた秦穆公が老臣蹇叔に意見を求めると、蹇叔は言葉を盡くして出軍に反対する。しかし穆公は聞き入れず、孟明・西乞・白乙を召して出兵を命じ、秦師はそのま東に向けて出陣した。

**僖公三十三年** 春、秦師が周の北門を通過する様子を觀察した周の王孫滿は、その敗北を豫言する。あたかもこの時、周で商いをしようとして周に向かっていた鄭の商人弦高の機轉により、秦師到来の報告を鄭に送り、これを受けた鄭では備えを示す。

秦師を率いる孟明は、「鄭に備へ有れば、冀ふべからざるなり。之れを攻むるも克たず、之れを圍むも繼がず。吾れ其れ還らん」と述べ、鄭の屬邑の滑を滅ぼしただけで引き上げた。

一方、晉では、「秦が我が文公の喪中にもかかわらず同姓の鄭を伐つとは無禮なり」として、夏、四月辛巳、秦師を殺に撃ち敗り、孟明視・西乙術・白乙丙を生け捕りにして連れ歸った。ところがもと秦の公女であった文公の未亡人文嬴が、秦の三帥

の釋放を乞うたため、三帥は辛くも秦に歸國できたのである。晉を去るに際し、孟明は次のように述べた。

孟明稽首曰「君之惠、晉君の御恵みにより、囚われの臣をば鼓に不以梟臣鬻鼓、使歸就血塗る犠牲ともされず、秦に歸して處刑を戮于秦、寡君之以爲戮、受けしめられた。寡君によって處刑されれば、三年將拜君賜」。恩恵に倣い命を免されれば、三年後に、晉君の恩賜に拝謝いたしましょう。「小倉譯」

最後の「三年將拜君賜」について、杜預は「意は晉に報いて伐たんと欲す」と言い、これが後掲の彭衙の戦いを指す、と解している。一方三帥を迎えた秦穆公の對應を『左傳』は次のように記述する。

秦伯素服郊次、郷師而秦伯素服して郊に次し、師に郷ひて哭し哭曰「孤違蹇叔、以辱て曰はく、「孤蹇叔に違ひて、以て二三子二三子、孤之罪也。不を辱めしは、孤の罪なり。孟明を替めざる替孟明(⑤)、孤之過也。は、孤の過なり。大夫に何の罪かある。且大夫何罪。且吾不以一つ吾れ一たびの咎を以て大徳を掩はざるな皆掩大徳」。【A】り」と。

**文公元年** かくして秦帥は歸國できたが、秦の大夫や側近の者が穆公に孟明の處刑を進言したところ、穆公は次のように應える。

秦伯曰「是孤之罪也。秦伯曰はく、「是れ孤の罪なり。周の芮良周芮良夫之詩曰『大風夫の《詩》に曰はく『大風に隆有り、貪人

有隣、貪人敗類。聽言類を敗る。聽言には則ち對へ、誦言には醉則對、誦言如醉。匪用ふが如し。其の良を用ふるに匪ず、覆ひて其良、覆俾我悖。是我をして悖らしむ」と。是れ貪の故なり、貪故也、孤之謂矣。孤孤を之れ謂へるなり。孤實に貪りて以て夫實貪以禍夫子、夫子何子に禍ひす、夫子に何の罪かある」と。復罪。復使爲政。【B】た政を爲さしむ。〔6〕

【文公二年】 春、秦の孟明が師を率いて晉を伐ち、殺の役に報いようとしたが、二月、晉軍はこれを迎え撃ち、甲子の日、彭衙で戦い、秦師はまたもや敗績してしまふ。しかし秦穆公はなおも孟明を用いた。孟明はこれに應えて、いつそう國政に勵み、重く民に恩恵を施した。

【文公三年】 秦穆公は晉を伐ち、王官と郊との二邑を取ったが、晉人が出陣しなかつたため、そのまま茅津から渡河し、殺の役の戦死者を葬つて歸國した。【B】

これを『左傳』は「遂に西戎に霸たるは、孟明を用ふればなり」と言い、「君子是を以て秦穆の君爲るを知る云云」と述べて稱贊するのである。

【文公六年】 ところが穆公はその死去に際し、殉死者を出した。これに對して君子は「秦穆の盟主と爲らざるや宜なるかな云云」と批判し、秦穆公に對して「君子是を以て秦穆の復とは東征せざるを知るなり」という最終評價を下している。

以上ご覽の通り、『左傳』は「秦誓」に全く言及していないことが了解できるであろう。しかし『左傳』に依據したと思われる『史

記』では、上掲の通り【B】の時點、魯の僖公三十三年、秦の繆公三十六年に「秦誓」が發せられたことになっているのである。

ところが「秦誓」序では、「秦穆公伐鄭。晉襄公帥師敗諸崤。還歸作秦誓」とあつたように、【A】の段階で發せられているのである。ちなみに『史記』では、【A】の段階を、

三將至、繆公素服郊迎、嚮三人哭曰「孤以不用百里奚・蹇叔言以辱三子、三子何罪乎。子其悉心雪恥、毋怠」。遂復三人官秩如故、愈益厚之。

と記述し、『左傳』とほぼ同様である。

このように「秦誓」序と『史記』とでは、秦穆の「誓」が發せられた時點に食い違いがある。『左傳』の記述が、中南が指摘するような若干の錯誤がありながらも、「秦誓」に言及することなく、首尾一貫したものであるのに對し、『史記』の記述には不自然さが見られるのである。問題は【A】であるにしても【B】であるにしても、「秦誓」の内容はどちらが相應しいのであろうか。はたまたまいずれも相應しくないのであろうか。

## 六 秦誓篇の本文譯

かくして肝腎の「秦誓」篇の内容如何が問われなければならない。しかし『尚書』の本文は難解であるうえに、そもそも中南自身の解釋は不明である。さらに従來の解釋は全て秦穆公の「誓」と見なし、『左傳』等の秦穆の事績の記述を前提にしたもので、當然ながら中

南の意には沿わないはずである。そのことを念頭におきつつ、とりあえず偽「孔安國傳」にもとづく『尚書正義』を取り擧げてみよう。

公曰、嗟、我士。聽無公曰はく、嗟、我が士よ。聽きて嘩しくす。予誓告汝群言之首。予れ汝に羣言の首を誓告す。古人有言曰、民訖自若。古人言へる有りて曰はく、「民は、訖く若しきを自ふれば是れ盤み多し」と。人を責むるは斯れ難きこと無し。惟れ責めを受けて流るるが如くならしむるは、是れ惟れ難きかな。我が心の憂ふる、日月は逾ます邁きて、員に來たらざるが若し。惟れ古の謀人を、則ち未だ予れを就さずと曰ひて忌めり。惟れ今の謀人を、姑く將に以て親と爲さんとせり。則ち云くの然しと雖も、尚はくは猷もて茲の黃髮に詢らば、則ち愆つ所罔からん。番番たる良士は、旅力既に愆ぐるも、我れ尚はくは之れを有たん。乞乞たる勇夫は、射御違はざるも、我れ尚はくは欲せざらん。惟れ截截として善く諛言するは、君子をして辭を易へしむ。我れの皇いに多く之れを有らしは、昧昧として我れ之れを思へばなり。如し一介の臣有りて、斷斷猶として他の技無きも、其の心は休休焉たらば、其れ容るる有るが如し。

人之有技、若己有之、人の技有るを、己れに之れを有るが若くし、人之彦聖、其心好之、人の彦聖なるを、其の心に之れを好みて、畜不啻如自其口出。是能に其の口より出だすが如くにするのみならず。以保我子孫黎民、ず。是れ能く之れを容る。以て我が子孫黎民亦職有利哉。人之有技、を保たば、亦た職として利有らんかな。人冒疾以惡之、人之彦聖、の技有るを、冒疾して以て之を惡み、人の而違之俾不達。是不能彦聖なるに、而も之れに違ひて達せざらしか。以不能保我子孫、む。是れ容るる能はず。以て我が子孫黎民黎民亦曰殆哉。邦之杌を保んずる能はず。亦た殆いかなと曰はん。隍、曰由一人。邦之榮。邦の杌隍は、曰に一人に由る。邦の榮懷も、懷、亦尚一人之慶。亦た一人の慶に尚ふ。(吉川幸次郎譯に基づく)

書き下し文のみでは、やはり難解であるが、補足的説明が無いだけに、餘計な解釋の入り込む餘地もまた無い。そしてここに「秦」にも「穆公」にも關わる表現が全く見られないことは了解できるであろう。

次に清朝考證學や甲骨文・金石文の研究成果を踏まえた先師池田末利教授『尚書』（集英社全釋漢文大系 一九七六）の訓讀譯を紹介する。『尚書正義』とは句讀からして異なっている。

公曰はく、嗟、我が士よ、聽け。嘩する無かれ。予汝に羣言の首〔要旨〕を誓告せん。古人言へる有り、曰く、「民は、訖く自らは是の若く盤〔矛盾〕多し。人を責むるは斯ち難きこと無きも、惟ち責を受へ俾ひて流るるが如くにするは、是れ惟れ難いかな」と。我が心の憂ひは、日月の逾邁して、若ち云來〔旋

回〕せざるがごとし。惟れ古の謀人は、則ち曰に未だ予に就かず。惟れ今の謀人は、姑將く以て親を爲す。則ち然云ふと雖も、尚猷、茲の黃髮に詢れば、則ち愆つ所罔し。番番〔白髮〕たる良士は、旅力既に愆へども、我れ尚ほ之に有む。佐佐〔勇壯〕たる勇夫は、射御違はざるも、我れ尚ほ欲せず。惟れ截截として諛言を善くするものは、君子をして易辭〔軽んじ怠ける〕せしむ。我多く之れに有むに皇あらんや。昧昧〔深い〕として我れ之れを思ふ、如し一介臣有りて、斷斷猗〔誠實〕として他の技無く、其の心は休休焉〔寛容〕として、其れ能く容るる有り、人の技有るは、己れ之を有するが如くし、人の彥聖〔美にして明〕は、其の心に之を好むこと、畜に其の口より出だすが如くにするのみならず、是に能く之れを容れて、以て我が子孫を保んずれば、黎民〔眾民〕も亦た職ほ利有らんかな。人の技有るを、冒疾〔妬みにくむ〕して以て之を惡り、人の彥聖は、而ち之れ違りて、達せざらしめ、是に容るる能はずして、以て我が子孫を保んずる能はざれば、黎民は亦た曰に殆いかな。邦の杌隉〔不安〕は、曰に一人に由り。邦の榮懷も、亦た一人の慶〔善〕に尚る」と。

清朝考證學・甲骨文・金石文は、當然ながら中南の與り知らぬところではあるが、若干の語釋を附したので、やや内容が理解しやすくなったことと思う。

冒頭で「我が士よ、聽け。擘する無かれ。予、汝に羣言の首〔要旨〕を警告せん」と述べて誓言する。そして人を責めることは容易

だが、人の責めを受けるのは困難だとする古人の言を引用し、我が心の憂いは、日月が過ぎ去って二度と回歸しないことだ、と悔恨するかのごとくである。それは「古の謀人」即ち「黃髮」にはなく、「今の謀人」に親しんだことへの反省であった。

今後は「佐佐たる勇夫」ではなく、「番番たる良士」に親しむつもりである。「截截として諛言を善くするもの」には近づかない。我が子孫を保んずることができる者こそ重要で、それによつて黎民は利益を蒙る。「邦の杌隉」も「邦の榮懷」も、すべて「一人の慶」に由るものである。以上のように要約できるであろうか。

さてこの誓言が、はたして「書序」の説明するような、敗軍の將を迎えるにあたり、老臣の諫言を受け入れず、他國〔杞子〕からの密告を好機として進軍させた穆公の反省の「誓」として相應しいであろうか。或いは『史記』のごとく、三年前の敗戦による戦死者を埋葬をした場面で發せられた「誓」として相應しいであろうか。

中南は當然ながら、兩者とも不可と見なすわけである。

## 七 近代の尚書研究

ここで近代に於ける『尚書』研究を回顧してみたい。ただ筆者は『尚書』研究の専門家ではないので、最近の研究成果への目配りはなく、そのため極めて常識的なものになるのであるが、今古文問題を除くと、二つの研究方法に大別できるのではなからうか。

一つは前掲の池田教授のごとき、清朝考證學の延長線上にあつて、金石文・甲骨文の研究成果を踏まえて『尚書』本文を解讀する方向

である。我が國に限れば加藤常賢『眞古文尚書集釋』（明治書院 一九六四）や、赤塚忠『書經・易經（抄）』（平凡社中国古典文学大系 一九七二）等が擧げられよう。

もう一つは、戰國時代の諸子文獻（諸子文獻所引の『尚書』を含めて）や『史記』を始めとする漢代の文獻を参照しつつ、『尚書』の各篇を、それぞれの研究者が構想する思想史上に位置づけて、その成立年代を特定する方向である。我が國では松本雅明『春秋戰國における尚書の展開』（風間書房 一九六六）がその代表的なものである。もちろんこの二つの方向には明確な区分は無く、互いを前提するものであることは言うまでもない。そして留意すべきは、ともに「書序」を前提とするものでもあった。

いったい『書』でも『詩』でも、その本文中に固有名詞や具體的事實が見えない場合、その事件や時代背景、それに關わる人物を特定するのは甚だ困難である。そのため諸子や『史記』を始めとする後代の文獻、そして何よりも「書序」や「詩序」に頼らざるを得ないことになる。

もともと「詩序」に對する疑義は近代以前の早い時期に提出されてきたのであるが、「書序」への信頼度は、「詩序」よりも依然として高いように見受けられるのである。したがって本稿で取り上げた「秦誓」篇につき、秦穆公との關係について疑問を抱く者は皆無であった。ただ『左傳』に「秦誓」篇への言及が無いことも、否定できない事實であった。

前掲松本氏は、「秦誓」篇を様々な方面から検討し、以下のよう  
に結論づける。

このように『秦誓』には、①戰國諸子に近い敘述様式、②『大學』『公羊傳』との親近性、③極端な詩句の使用、④『書』における「誓」形式のなかの異質的な要素、⑤技術の尊重、その戰國諸子における用例、道家の用語の儒家への影響、⑥秦の現實についての不安と抑制、などからみて、明かに戰國終末期の成立であると考へられる。（中略）かくすると、『秦誓』の成立は、昭王の末年から前二一三年までの間、といひうるであらう。ことに秦王政が、統一の大業に著手した前二三八年より、統一の三二一年までの、二十七年間が最も問題になるであらう。上述のやうに、『大學』の成立が統一を背景とし、焚書坑儒の前まで、すなはち前三二一年より二一三年の八年間がもつとも可能性が多いとするなら、『秦誓』はそれにやや先んずると思はれる。かくみると、『大學』が『秦誓』を採用し、比類をみない長文を引き、きはめて親近性を示してゐる理由もまた、ここから理解できるであらう。『秦誓』はもちろん、春秋後期の穆公の時代にはなく、また『左傳』の著作年代（戰國中期）にも、存在しえないから、『左傳』の穆公の傳にもそれがみえないのは、きはめて當然であらう。

以上、松本氏が「秦誓」篇の成立をかなり短い期間のうちに設定していることが分かる。

これに對し板野長八「秦誓の作成」（廣島大學『史學研究』154 一九八二 後『中国古代社会思想史の研究』研文出版 二〇〇〇所收）では、

元来、西戎に覇となつただけの人が王者の言辭を爲すはずはないのであるから、左氏が自から西戎に覇たる以上の何物でもないと斷じたところの穆公に王者の言辭としての秦誓のあることを認めることはできないのである。すなわち、秦誓が形から言つても内容から言つても王者の言辭となつてゐるが故に、左氏はこれを採らなかつたのである。『史記』が左氏によりながらもしかもこれを採用したのは、『史記』の頃には秦誓が書の一編として定着してゐて、『史記』が孟子や左氏の如く書に対して批判的になり得なかつたためであろう。

以上、私は秦誓の告諭と異なるところが王者の言辭となつてゐるが故に、それが告諭とは別のものであること、そして秦誓は穆公が告諭を行なつたあの劇的な場面を借りて作爲されたものであることを明らかにした。そしてこの工作は告諭を王者の言辭たらしめるための工作であつたから、これは穆公によつて代表される秦の権力者を王たらしむべく行なわれた工作、すなわち秦権力の正當化のための工作の一環であつたわけである。故に秦誓の作成が何時いかなる事情の下に行われたかを知るためには、秦権力の正當化の努力がどのようになされてきたかを見る必要がある。

と述べて、「秦誓」篇は「秦の孝公が變法を行なつた前後に作られた」と結論づける。板野氏もやはり具體的な時期に設定してする。

そして『左傳』が「秦誓」篇に言及しないことについて、松本氏は「秦誓」篇の成立を『左傳』成立以後に位置づけ、板野氏は「秦

誓」篇が王者の言辭であることから、『左傳』がこれを採らなかつたと見なすのである。史學研究者のお二人は、いずれも「秦誓」篇を、戰國秦が始皇帝の統一帝國へと向かう歴史上に位置づけようとしたものであつた。

實はすでに顧頡剛を中心とする疑古派に始まる近代の『尚書』研究も、『尚書』の最終的な編纂が秦漢時代に行われたとする觀點から、『尚書』各篇に秦漢的要素を見出すことに意欲的であつた。特に『尚書』の最後の篇が「秦誓」であることがそのことを象徴する、と見なすのである。はたして「秦誓」篇の「秦」を「秦國」だと見なしてよいのであろうか。

## 八 「秦誓」篇の「秦」・「誓」とは何か

さて『尚書』には「誓」と名付けられた篇として、「湯誓」・「甘誓」・「牧誓」・「費誓」・「秦誓」、そして偽「秦誓」(大誓)三篇がある。これらのうち、人名を冠したのは「湯誓」のみで、「甘誓」・「牧誓」・「費誓」の三篇は地名を冠していることに、やはり注目しなければならぬ。したがつて偽「秦誓」(大誓)を除くと、「秦誓」のみが國名を冠したものとなり、これだけが異質になつてしまふ。もしも秦穆公の誓であるなら、「穆誓」とするのが自然ではあるまいか〔⑦〕。そういう點からでもあろう、既述のように中南は「秦」を地名、しかも魯の地名と見なすのである。

そして確かに魯に「秦」地が存在しているのである。莊公三十一年經「秋、築臺于秦」とあるのがそれで、杜預は「東平范縣西北有

秦亭」と注しており、何休注は「秦」に言及しないが、范甯『穀梁傳』注も「秦、魯地」と述べて、異論は無い。

○

次に「誓」であるが、すでに馬融（『甘誓』疏所引）が「軍旅を誓と曰ひ、會同を誥と曰ふ」と指摘し、前掲の通り中南が「凡そ『書』の載する所の『誓』は、皆な軍に臨みて衆に誓ふの辭、然らずして『誓』と稱する者は、是れ無き者なり」と説明しているように、「誓」とは戦争に臨んで軍隊に戒めを告げる意であつて、悔恨の辭ではないのである。

ただ「秦誓」篇には他の篇とは異なる点が多いのもまた事實である。そこで先ず短文の「甘誓」篇を標本にして、「誓」篇の形式・内容を検討してみよう。

「甘誓」篇は冒頭で「大いに甘に戦はんとし、乃ち六卿を召す」とあつて、甘の地名 **a** を明言し、次いで「王曰はく、嗟、六事の人よ。予、汝に誓告せん」とあり、王 **b**（この場合は禹の子の啓）の誓告を記述する。續けて「有扈氏、五行を威侮し、三正を怠棄す。天用て其の命を勦絶す。今予、惟ち天の罰を恭行す」とあつて、王が有扈氏を伐つのは天 **c** の罰を恭行するためだと言う。すなわち「誓」とは天に誓うこと意味する。そして最後に「命を用ひざるものは社に戮せん。予は則ち汝を孥戮せん」という王の言葉で締めくくる。命令違反者への處罰「戮」 **d** である。

大戦于甘 **a**、乃召六卿。王 **b** 曰、嗟、六事之人。予誓告汝。有扈氏威（威）侮五行、怠棄三正。天用勦絶其命。今予惟恭行天 **c** 之罰。左不攻于左、汝不恭命。右不攻于右、汝不恭命。御非其馬之正、汝不恭命。

用命賞于祖、弗用命戮 **d** 于社。予則孥戮 **d** 汝。

次に「湯誓」篇では、地名の記述は無く、「王曰、格、爾衆庶、悉聽朕言。非台小子敢行稱亂。有夏多罪、天命殛之」とあり、王 **b** が有夏に天 **c** の罰を致すのであり、この誓言に従わなければ「予は則ち汝を孥戮 **d** して、赦す伎 **と** 有る罔けん」と締めくくることが、「甘誓」篇と同様である。

次に「牧誓」篇。「周書」中に収められた「牧誓」篇の成立が、或いは一番早いかもしれないが、それはさて置き、ここでは「時れ甲子昧爽、王 **b** 商の郊・牧・野に朝至し、乃ち誓ふ」とあつて、先ず地名 **a** 「牧」を明言する。そして上掲二篇には無い「甲子」という日付 **e** と、「古人有言曰 **f**」という引用が見えるが、以下は同様に、「今予發、惟れ天 **c** の罰を恭行す」するが、「爾所し勦めざれば、其に爾の躬に戮 **d** 有らんとす」と締めくくると。

次いで「費誓」篇では、冒頭に「公曰く、嗟、人よ、嘩する無れ、命を聽け」とあつて、ここでは前の三篇とは異なり王 **b** ではなく「公」 **B** である。そして地名「費」は本文中には見えない。しかし「甲戌」という日付 **e** が有り、「汝則有常刑 **d**」が三度繰り返され、最後は「汝則有大刑 **d**」で締めくくられる。ただ「天 **c** の罰を恭行す」という表現は見られない。これは「王」と「公」との違いに由来するのかも知れない。

かくして最後の「秦誓」篇である。冒頭の「公 **B** 曰、嗟、我士、聽、無嘩。予誓告汝羣言之首」は「費誓」篇に共通するし、地名「秦」が本文中には見えないことも「費誓」篇と同様である。ただ「牧誓」篇にだけ見えた「古人有言曰 **f**」という引用が有る。しかし **c** も **d**



も見えず、「費誓」篇に共通する點も有るが、「秦誓」篇は他の「誓」篇とはかなり異質である。

甘誓	a	b	c	d	e	f
湯誓		b	c	d	e	f
牧誓	a	b	c	d	e	f
費誓 (a)	B	b	c	d	e	f
秦誓 (a)	B			d	e	f

## 九 再び中南の秦誓觀

最後に今いちど中南の「秦誓」篇の見方を述べよう。

『詩』の「泮水」篇・「閼宮」篇、『書』の「費誓」篇、そして「秦誓」篇は、いずれも周公の孫にして伯禽の子である魯の武公の功績を記述したものである。そして「秦」とは魯國の地名であり、武公が出陣に際して軍に誓つた辭である。秦穆公の悔恨の辭と見なすのは、漢儒・偽「書序」の妄説に過ぎない。

これまで筆者は中南の立場に立つて通説への疑問を呈してきた。その疑問には首肯できるものが多いと愚考する。しからば中南が秦穆公ではなく、魯武公の誓言と見なすのは、客觀的に見て（もとより筆者の主觀でもあるが）、果たして妥當であろうか。

繰り返すが、中南の出發點にして同時にその據り所は、『左傳』が「秦誓」篇に言及しないこと、そして『禮記』明堂位の「魯公之

廟、文世室也。武公之廟、武世室也」であること、さらに『左傳』にも「武宮」即ち武公の不毀廟の記述があることであつた。

しかし筆者竊かに思うに、中南説の最大の弱點は、武公の事績を伝える文獻が無いことである。武公 淮夷を伐ち、徐戎を征し、以て魯國を經營す」と中南が述べるのは、「泮水」・「閼宮」・「費誓」篇を武公の事績と見なしたうえでの發言であつた。

かくして、「泮水」・「閼宮」・「費誓」三篇の検討が求められるのであるが、もはや紙幅を大幅に費やしてしまつた。次なる論考を留意しなければならない。

## 注

- ① 〇『平賀中南『春秋集箋』翻刻・解題（研文出版 二〇一七）
- 〇『平賀中南『春秋稽古』初探（『二松』31集 二〇一七）
- 〇『平賀中南『春秋稽古』所引日本人學者の説について（『二松學舍創立百四十周年記念論文集』 二〇一七）
- 〇『平賀中南『春秋稽古』考（『東方學』140輯 二〇二〇）
- 〇『平賀中南『春秋稽古』續考（『東洋古典學研究』第50集 二〇二〇）
- ② 箋曰、紀武功示子孫、故稱「武宮」、與「武軍」之「武」同。安井衡曰、傳云「聽於人以救其難、不可以立武。立武由己、非由人也」、則「武宮」謂由武功而作宮、非立武公之宮也。杜知傳文不可爲武公之廟、故云「築武軍」。然「武軍」不當言「宮」。春秋之時、稱「廟」爲「宮」、故又據公羊傳、爲「又作武宮」。是以「武」字、分屬「武軍」與「武公」。不知其意從左傳乎、抑從公羊傳乎。今案、「宮」謂周圍牆。論語「夫子之牆

數仞」是也。因總其中所有、名之曰「宮」。季文子欲顯鞏功、別作堂宇於城外、築圍牆以周之、名曰「武宮」。猶漢作前殿、後傳・栢梁臺等、因周圍而名之曰「未央宮」耳。「廟」稱「宮」、后夫人所居稱後宮、亦以其有周圍牆。故凡有周圍牆者、雖士大夫亦得稱「宮」。儀禮云「自命士以上、父子異宮。故有東宮、有西宮、有南宮。有北宮」。苟知此義、此經不難釋。而傳文迎刃而解矣。(自服虔泥「宮」字、解「武宮」爲「武公之廟」、後儒皆從公羊傳、而左氏不可得而通矣。 以上は會箋が引用しないもの)

③ 鞏之戰在二年。此武宮與昭十五年經之武宮不同。一爲魯武公之廟、經・傳之文明白可據。此據下文「立武由己」、不當解爲武公之廟、當爲表示武功之紀念建築。章炳麟春秋左氏疑義答問四謂在魯公所處之宮外、設兵欄、如司馬門、並有守衛屯兵。蓋揣測之辭。韓非子外儲說左上云「宋王與齊仇也、築武宮」、與此武宮意義相同。公羊傳釋爲「武公之宮」、固不可信(于鬯香草校書有說、可以參看)、即杜注以宣十二年之武軍釋之、亦未必然。宣十二年郊之戰後、潘黨請楚莊築武軍、乃戰後收埋敵人尸首。而季孫行父築武宮、則在戰後四年、自非收埋牧埋敵尸。且武軍築於戰場、此武宮則可能建於魯國國內。

④ 魯公伯禽卒、子考公曾立。考公四年卒、立弟熙、是謂煬公。煬公築茅闕門。六年卒、子幽公宰立。幽公十四年。幽公弟潰殺幽公而自立、是爲魏公。魏公五十年卒、子厲公擢立。厲公三十七年卒、魯人立其弟具、是爲獻公。獻公三十二年卒、子眞公濞立。眞公十四年、周厲王無道、出奔彘、共和行政。二十九年、周宣王即位。三十年、眞公卒、弟敖立、是爲武公。武公九年春、武公與長子括、少子戲、西朝周宣王。宣王愛戲、欲立戲爲魯太子。周之樊仲山父諫宣王曰「廢長立少、不順。不順、必犯王命。犯王命、必誅之。故出令不可不順也。令之不行、政之不力。行而不

順、民將奔上。夫下事上、少事長、所以爲順。今天子建諸侯、立其少、是教民逆也。若魯從之、諸侯效之、王命將有所墜。若弗從而誅之、是自誅王命也。誅之亦失、不誅亦失、王其圖之」。宣王弗聽、卒立戲爲魯太子。夏、武公歸而卒、戲立、是爲懿公。

⑤ 『會箋』が基づいた卷子本では、「不替孟明」の下に「日」字が有り、『會箋』はこの一句を『左傳』の記事の詞と見なしており、既に王引之『經義述聞』にこの指摘が見える。しかし中南は「傳注」で、「按不替孟明以下、非一時之言。必是文公元年之言、誤錯重出也」と述べる。〔1121a〕注⑥をも参照。

⑥ 中南は「傳注」で「此蓋與僖三十三年一時之言。彼不替孟明、即此復使爲政也。傳因事分記之、以見穆公信孟明特厚、雖今復敗而猶任之、遂獲其功也」と述べる。〔1120a〕

⑦ このことについて「甘誓」孔疏は、以下のように説明している。  
 とところでこの甘誓と牧誓と費誓とは、いずれも誓った土地をとって名としてゐるが、湯誓は王の号を挙げており、といつて泰誓の場合は武誓といわないわけは、いずれも史官が同一人でないところから、名前の附け方に違いが出来たに過ぎぬ。泰誓は戦いの前に誓ったのであるから、ちがった名前を与えたのであり、泰誓は後悔をしての誓いで、いくさの爲の誓いではない。みずから心を引き締めたものであるから、句に名を挙げたのである。〔吉川譯〕